

測量・設計業務等における最低制限価格制度の導入について

令和 8 年 3 月
宇治田原町企画財政課

1. 目的

適正な競争及び当該契約の内容に適合した履行の確保に向けて、契約価格の適正化やダンピング受注^(※)を防ぐために、建設工事のみに導入していた最低制限価格制度を測量・設計等業務にまで拡大する。

(※)ダンピング受注・・・その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結

2. 対象となる業務と算定方法

業務区分	業務例	算定方法
測量業務	地籍調査業務	予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額
建築関係の建設コンサルタント業務	施設改修設計業務	
土木関係の建設コンサルタント業務	道路改良工事詳細設計業務	
地質調査業務	工事に伴う地質調査業務	
補償関係コンサルタント業務	補償積算業務	
道路等維持管理業務	道路等維持管理業務	

(注)ただし、最低制限価格を適用する業務は、予定価格を設定するものに限る。(特命随意契約は除く。)

3. 適用時期

令和 8 年 4 月 1 日以降に公告等を行う業務から適用

4. その他

今回の導入は試行運用であり、次年度以降実績を踏まえて運用方法を見直す可能性があります。

(参考) 令和 7 年 5 月現在の最低制限価格の制度導入状況

京都府内の 26 市町村のうち、導入している市町村は 12 市町 (46.1%)

京都市、福知山市、綾部市、宇治市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、井手町、笠置町、和束町、京丹波町(測量・土木コンサル・建築コンサル・調査業務すべての業務に導入)

全国の団体(926 団体)のうち、導入しているのは以下のとおり

測量業務 427 団体(46.1%)

土木コンサル 430 団体(46.6%)

建築コンサル 429 団体(46.3%)

調査業務 423 団体(45.6%)